



# 山形県公報

平成28年12月20日（火）  
第2807号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1321
- 県道の供用の開始……………（同）…1322
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…1323
- 同……………（置賜総合支庁総務課）…同
- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用対策課）…同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………（都市計画課）…1324
- 同……………（同）…1325

## 告 示

### 山形県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年12月20日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 寒河江市大字寒河江字長岡丙1541番121から<br>同 洲崎丙1539番16まで | 旧    | 13.0メートル<br>} 9.2  | メートル<br>} 387 |
| 同 上                                       | 新    | 14.2メートル<br>} 12.4 | 同 上           |

**山形県告示第1029号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年12月20日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字貫見字塩地673番1から  
同 カミ839番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月26日

**山形県告示第1030号**

次の開発行為は、完了した。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年9月23日 指令村総建第201号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第3工区（3-3区画）  
寒河江市中央工業団地1156-5の一部、1197-12の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第24号**

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成28年12月20日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成28年12月26日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題  
(1) 山形県文化財保護条例第36条の5の規定による山形県文化財保護審議会委員の任命について  
(2) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第70号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、273人である。

平成28年12月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人ぼけっとびーす
  - (2) 代表者の氏名  
村上 理香
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市中央一丁目6番16号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身しょうがい児者とその家族に対して、地域社会の中でその人らしくより自立した暮らし方ができるための環境整備と支え合いのネットワークづくりに関する事業を行い、安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人先施の杜
  - (2) 代表者の氏名  
上野 豊
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町片子295番地3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

山形県労働委員会の第44期委員の任期が平成29年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの
  - (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
  - (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

(1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書

(2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- イ 被推薦者の履歴書
- ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- ハ 定款、団体規約等の写し

4 推薦期間

平成29年1月10日（火）から同月31日（火）まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号 )

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名 ㊟

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生 ( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成29年1月10日（火） 午後1時

2 場 所 村山市楯岡笛田4丁目5番1号  
村山総合支庁北村山地域振興局5階501会議室

3 都市計画の変更の案の概要

村山都市計画区域、東根都市計画区域、尾花沢都市計画区域及び大石田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに村山市役所、東根市役所、尾花沢市役所及び大石田町役場に備え置いて閲覧に供する。）

#### 4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部北村山道路計画課に平成29年1月5日（木）までに提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年12月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成29年1月10日（火） 午後2時
- 2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
庄内総合支庁4階講堂3号会議室

#### 3 都市計画の変更の案の概要

酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所、酒田市八幡総合支所及び遊佐町役場に備え置いて閲覧に供する。）

#### 4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成29年1月5日（木）までに提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

平成28年12月20日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年12月20日発行 発行人 山 形 県